

適正規模を定める意義

1 国の規定

(1) 学校教育法

小中学校の標準規模を「12～18学級」としている。

(学校教育法施行規則第41条)

(2) 施設費国庫負担法

5学級以下の学校と統合した場合の適正規模は「12～24学級」としている。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項および同条第2項)

2 独自に適正規模を定める意義

(1) 市は、市域内の学齢児童生徒のために小中学校を設置することとされている。

(学校教育法第38条および49条)

(2) 市は地域の実情も考慮しながら配置計画を策定する。計画の大きな要素として、教育や学校運営を効果的に行なえる望ましい学校規模として「新潟市の適正規模」を決定する必要がある。

(3) 再編する場合の学校規模は、「新潟市の適正規模」を目安とする。